



中村太郎税理士事務所
Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

2月といえば立春。暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2

2021



令和2年分の所得税
確定申告の留意点

非正規労働者の正社員転換措置と
運用時の注意点

コロナ禍での賃金改定状況

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

令和2年分の所得税 確定申告の留意点

所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和2年分の申告を行う際の主な留意点をご紹介します。

青色申告特別控除の改正

65万円の控除額が55万円へ引き下げられました。ただし次のいずれかの要件を満たす場合は、65万円が適用できます。

- ・ 仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録の備付け及び保存
- ・ 確定申告書等を提出期限までにe-Taxを使用して提出（電子申告）

給与所得控除の改正

一律10万円引き下げた上で、上限が195万円に下がりました。また、給与所得から控除できる特定支出控除に係る“特定支出”の範囲について、以下のとおり見直されました。

- ・ 職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるもの
 - ・ 単身赴任者の帰宅のために通常要する自動車の燃料費及び有料道路料金
 - ・ 単身赴任者の帰宅旅費についての回数制限（1ヶ月に4往復超は対象外）
- } 追加
 } 撤廃

公的年金等控除の改正

公的年金等以外の合計所得金額に応じた、一律の引き下げと上限額が設けられました。

公的年金等以外の合計所得金額	引き下げ額（上限額）：万円
1,000万円以下	10（195.5）
1,000万円超 2,000万円以下	20（185.5）
2,000万円超	30（175.5）

所得金額調整控除の新設

次のいずれかに該当する場合は、各々計算した所得金額調整控除額を給与所得から控除します。①②両方該当するときは、①→②の順で適用します。

- ① 23歳未満の扶養親族がいる等の要件に該当する年収850万円超のサラリーマン（上限15万円）
- ② 給与と公的年金等の双方を受給、かつ、各々の所得金額を足した合計が10万円を超える場合（上限10万円）

基礎控除の改正

一律10万円引き上げた上で、合計所得金額に応じた控除額の制限が設けられました。

合計所得金額	控除額：万円
2,400万円以下	48
2,400万円超 2,450万円以下	32
2,450万円超 2,500万円以下	16
2,500万円超	—

扶養親族等の合計所得金額要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額等の要件が一律10万円引き上げられました。

ひとり親控除・寡婦（寡夫）控除の改正

以下に該当する人は、“ひとり親”として35万円の所得控除が適用できます。

現に未婚又は配偶者が生死不明など一定の人のうち、次の要件すべてを満たしている人

- ① 生計を一にする子を有する
- ② 本人の合計所得金額500万円以下
- ③ 事実婚と認められる相手がいない

また、これに伴い寡婦（寡夫）控除は、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除として一部要件が見直された上で改組され、「特別の寡婦」は廃止されました。

申告書の記載内容変更

申告書の記載内容が一部変更されました。ここでは、雑所得のうち“業務”の記載欄が追加された点をご紹介します。

金額等	給与	区分	①	
	公的年金等		④	
	業務	区分	⑦	
	その他		⑥	
総合	短期		③	

金額等	給与	区分	⑥	
	公的年金等		⑦	
	業務		⑧	
	その他		⑨	
	⑦から⑨までの計		⑩	
総合課税	一時		⑪	

国税庁HP「申告書B【令和2年分以降用】」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/shinkokusho/pdf/r02/02.pdf> 一部抜粋・編集

ここでの“業務”とは、事業所得に該当しない、原稿料・講演料・ネットオークションなどを利用した個人取引・食料品の配達などの副収入による所得を指します。これまでは公的年金等とそれ以外の2区分でしたが、3区分に分けて計算します。

是正を受けやすい申告誤り

税務署からは是正の連絡を受けやすい申告誤りをいくつかご紹介します。

1. 配偶者や扶養親族の所得要件

特に、ご子息（ご息女）の年収合計が103万円を超えるケースにご留意ください。

2. 申告漏れ

(1) 一時所得となるもの

ふるさと納税の返礼品や、生命保険会社からの満期金や解約返戻金がある場合に、ご留意ください。また、令和2年は国等から多種の給付がありました。1月号でご案内した課税関係を参照の上、課税対象となるものがないかどうかご確認ください。

(2) 国外財産

特に、国外に口座のある預金利子などが、申告漏れになりやすいです。

(3) 還付加算金

確定申告で所得税の還付を受けた際に、利子相当分として『還付加算金』をあわせて受領する場合があります。還付加算金は受領した年分の雑所得として申告が必要です。

振替納税に係る手続きの簡素化

令和3年1月より、振替納税に係る手続きが次のとおり簡素化されました。

- ・ e-Taxの利用（電子申請）が可能
- ・ 引越し等により税務署が変わった場合、振替納税者は改めて振替納税の手続きが必要となるが、変更前の税務署へ引き続き振替納税を行う旨を記載した納税地の異動又は変更に関する届出書を提出した場合は、改めて行う手続きが不要

なお、令和2年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の確定申告に係る法定納期限・口座振替日は、次のとおりです。期限内の納付、振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定納期限	口座振替日
所得税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月19日（月）
消費税※	令和3年3月31日（水）	令和3年4月23日（金）

（※）課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日

非正規労働者の正社員転換措置と運用時の注意点

2020年10月に同一労働同一賃金に関する最高裁判決が出ました。その中で、契約社員やパートタイマーから正社員への転換制度が、労働契約法20条に定める「その他の事情」として評価されたことから、正社員転換制度への注目が高まっています。そこで今回は、法律で求められる非正規労働者の正社員転換措置と運用時の注意点を確認します。

■ 正社員転換措置

会社が従業員をどのような雇用形態で雇入れるかは自由ですが、パートタイム・有期雇用労働法*では短時間労働者や有期契約労働者（以下、非正規労働者）に対し、通常の労働者（正社員）へ転換する措置を設けることを義務づけています。具体的に、以下①～④のいずれかを実施することが必要です。

- ① 正社員を募集する場合、その募集内容を対象者に周知する
- ② 正社員のポストを社内公募する場合、対象者にも応募する機会を与える
- ③ 正社員へ転換するための試験制度を設ける
- ④ その他正社員への転換を推進するための措置を講ずる

■ 転換措置の周知方法

正社員転換措置は、会社が講じている措置の内容を、非正規労働者にあらかじめ周知することが求められます。周知方法としては次のようなものが挙げられます。

- ① 就業規則に記載する
- ② 労働条件通知書に記載する
- ③ 事業所内の掲示板で掲示する
- ④ 社内で資料を回覧する
- ⑤ 社内メールやイントラネットで告知する
- ⑥ 給与明細に資料を同封する

実際に正社員を募集したり、社内公募したりする際の周知は、事業所内での掲示や資料の回覧、人事考課面談時での希望聴取などが考えられます。

■ 運用時の注意点

正社員の採用が新規学卒者のみとなっているような会社では、応募できる人が限定されているため、正社員転換措置を講じているとはいえません。

また、正社員へ転換するための試験制度の措置を設けている場合、正社員への転換や受験する要件として、勤続期間や資格等を設けることがあります。事業所の実態に応じていれば問題ないものの、必要以上に厳しい要件を設けている場合、措置を講じているとは認められない場合もあります。

法律では、正社員転換措置を講ずることが義務であり、結果として正社員へ転換することまでは求めていません。しかし正社員転換措置への注目が高まり、その運用は重要性を増しています。周知のみで応募しにくい環境になっているなど、措置が形骸化していないか確認し、問題があれば是正しましょう。

*中小企業のパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月ですが、それまではパートタイム労働法において、短時間労働者に関し同様に正社員転換措置が求められています。

コロナ禍での賃金改定状況

コロナ禍が長期化する中、来年度の賃金改定は経営者を悩ませる問題のひとつでしょう。ここでは、賃金改定の参考資料として、2020年11月に発表された調査結果*から、2020年の賃金改定に関するデータをご紹介します。

賃金引き上げ企業の割合が減少

上記調査結果から、回答企業の賃金改定状況をまとめると表1のとおりです。

【表1】賃金改定の実施状況の推移 (%)

	引き上げた	引き下げた	実施しない	未定
2011年	73.8	4.4	18.4	3.4
2012年	75.3	3.9	15.2	5.6
2013年	79.8	2.5	12.9	4.7
2014年	83.6	2.1	9.7	4.6
2015年	85.4	1.2	8.4	5.0
2016年	86.7	0.8	7.1	5.4
2017年	87.8	0.2	6.3	5.7
2018年	89.7	0.4	5.9	4.0
2019年	90.2	0.0	5.4	4.3
2020年	81.5	2.1	9.5	6.9

厚生労働省「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

2020年の賃金改定状況は、1人平均賃金を引き上げた・引き上げる（以下、引き上げた）割合が81.5%でした。2019年に比べて8.7ポイントの減少です。引き上げた割合は

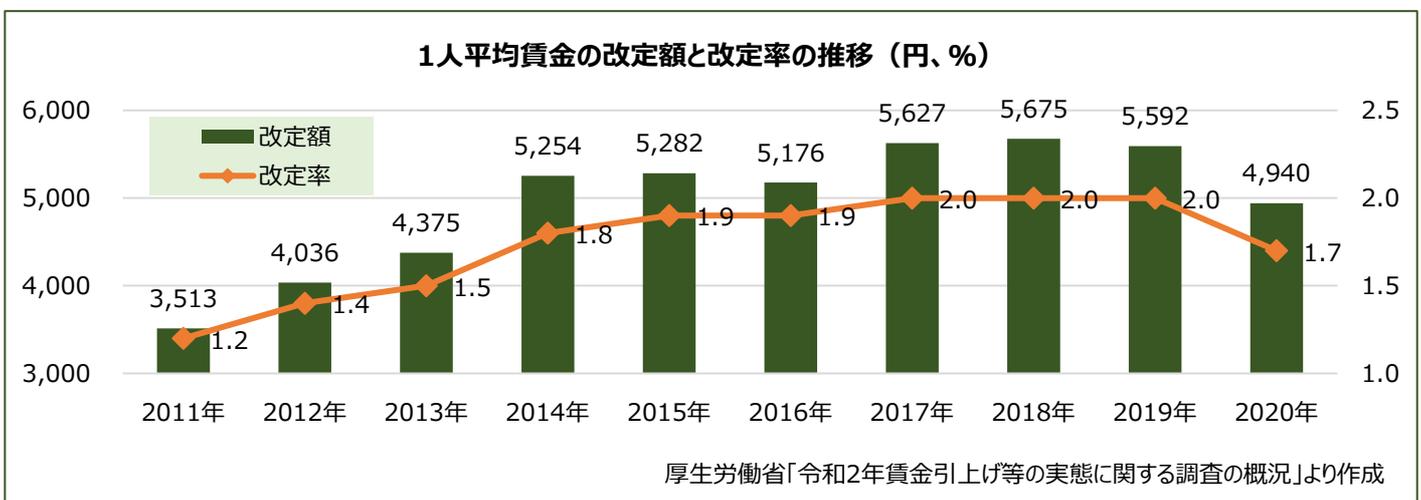
10年近く増加してきましたが、減少に転じました。

一方、1人平均賃金を引き下げた・引き下げる（以下、引き下げた）割合は2.1%で、2014年以来の2%台となりました。また、賃金改定を実施しない割合は9.5%と、これも2014年以来の高水準です。そして未定の割合である6.9%は、1982年以降で最も高い数字でした。賃金改定をどうするか、判断に悩む企業が増えていることがうかがえます。

改定率は2%を割り込む

直近10年間の1人平均賃金の改定額と改定率をまとめると、下グラフのとおりです。

2020年の1人平均賃金の改定額は4,940円、改定率は1.7%となりました。改定額が4,000円台となるのは2013年以来、改定率が2%を割り込むのは2016年以来です。



2020年の産業別改定状況

2020年の産業別の賃金改定状況をまとめると表2のとおりです。

【表2】2020年の産業別賃金改定の実施状況 (%)

	引き上げた	引き下げた	実施しない	未定
鉱業、採石業、砂利採取業	85.7	-	14.3	-
建設業	95.0	-	1.2	3.7
製造業	90.1	0.8	5.4	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	95.4	-	4.6	-
情報通信業	86.7	0.9	12.4	-
運輸業、郵便業	78.6	7.8	12.2	1.4
卸売業、小売業	84.8	1.3	7.5	6.4
金融業、保険業	85.9	4.1	9.9	-
不動産業、物品賃貸業	87.2	-	5.2	7.6
学術研究、専門・技術サービス業	87.0	0.8	8.9	3.4
宿泊業、飲食サービス業	49.3	7.5	19.5	23.7
生活関連サービス業、娯楽業	58.4	4.0	20.9	16.6
教育、学習支援業	67.5	4.8	17.4	10.3
医療、福祉	83.7	1.1	6.5	8.7
サービス業（他に分類されないもの）	71.1	0.1	16.0	12.8

厚生労働省「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

引き上げた割合が最も高いのは、電気・ガス・熱供給・水道業の95.4%で、建設業と製造業も90%を超えました。引き下げた割合では、運輸業、郵便業と宿泊業、飲食サービス業が7%を超えて高くなりました。

実施しない割合では、生活関連サービス業、娯楽業が最も高く20%を超えました。未定の割合は宿泊業、飲食サービス業だけが20%を超えました。

一部を除き額・率ともに低下

2020年の1人平均賃金の改定額と改定率を、産業別にまとめると表3のとおりです。

【表3】産業別1人平均改定額と改定率（円、%）

	改定額		改定率	
	2019年	2020年	2019年	2020年
鉱業、採石業、砂利採取業	7,125	6,227	2.1	1.9
建設業	8,261	6,244	2.4	1.9
製造業	5,724	5,317	2.0	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	5,023	3,681	1.6	1.1
情報通信業	6,705	6,239	2.1	1.9
運輸業、郵便業	4,777	4,132	1.9	1.7
卸売業、小売業	5,401	4,458	1.9	1.6
金融業、保険業	5,585	5,395	1.4	1.6
不動産業、物品賃貸業	6,909	6,311	2.2	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	9,165	7,165	2.4	2.1
宿泊業、飲食サービス業	4,163	2,711	1.8	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	4,306	3,115	1.9	1.2
教育、学習支援業	4,696	3,332	1.7	1.4
医療、福祉	3,798	3,198	1.8	1.5
サービス業（他に分類されないもの）	4,026	4,048	1.7	1.6

厚生労働省「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

【改定額】

改定額が最も高いのは、学術研究、専門・技術サービス業の7,165円でした。なお、改定額が2019年を上回ったのは、サービス業（他に分類されないもの）だけという結果になりました。

【改定率】

改定率が最も高かったのは学術研究、専門・技術サービス業の2.1%で、最も低かったのは電気・ガス・熱供給・水道業の1.1%です。金融業、保険業だけが2019年に比べてプラスとなりました。

2020年は、ほとんどの産業で改定額、改定率ともに2019年を下回る結果となりました。依然としてコロナ禍の状況は続いていることから、2021年はさらに厳しい賃金改定となる企業が増えることも予想されます。

(※) 厚生労働省「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

一定の産業に属する会社組織の民間企業を調査対象に、産業・企業規模別に抽出した3,590社を調査客体として2020年7月～8月に行われた調査です。ここで紹介したデータは、常用労働者100人以上の企業（調査客体企業数は3,258社、有効回答企業数は1,670社）について集計したものです。数値は四捨五入の関係で100にならないことがあります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/20/index.html>

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

2021年2月
お仕事備忘録

1. 標準報酬月額の特例改定の提出
2. 固定資産税の納付（第4期分）
3. 確定申告（書面）の受付開始
4. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き
5. 労働保険料等の口座振替納付の申込
6. 4月昇給の場合の準備
7. 新入社員の受入準備

1. 標準報酬月額の特例改定の提出

新型コロナウイルス感染症の影響により休業し、休業により報酬が著しく下がった場合には、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4ヶ月目に改定）によらず、翌月から改定可能とする特例措置が講じられています。この特例改定の提出期限は2021年3月1日（月）となっています。該当する場合は期限までに提出をするようにしましょう。

2. 固定資産税の納付（第4期分）

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

3. 確定申告（書面）の受付開始

令和2年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月15日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。ただし、振替納付の場合の振替日は4月19日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は3月31日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月23日です。

4. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」は、6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。

5. 労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等は、口座振替による納付も可能です。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

6. 4月昇給の場合の準備

4月昇給の事業所については、そろそろ昇給のデータや人事評価の資料の準備、日程調整などを行っておきましょう。

7. 新入社員の受入準備

4月入社予定の新入社員の受入準備を進めましょう。入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、寮や社宅の手配、制服などの準備も必要になってきます。



2021.2

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	月	先勝	●贈与税の申告の提出・納付（～3月15日）
2	火	友引	
3	水	先負	立春
4	木	仏滅	
5	金	大安	
6	土	赤口	
7	日	先勝	
8	月	友引	
9	火	先負	
10	水	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（1月分）
11	木	大安	建国記念の日
12	金	先勝	
13	土	友引	
14	日	先負	
15	月	仏滅	●労働保険料の支払（第3期分※口座振替を利用する場合） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分※口座振替を利用する場合）
16	火	大安	●所得税確定申告（書面）の受付開始（～3月15日） ●所得税確定申告税額の延納届出（～3月15日） ●所得税及び復興特別所得税の納付（～3月15日※現金納付の場合）
17	水	赤口	
18	木	先勝	雨水
19	金	友引	
20	土	先負	
21	日	仏滅	
22	月	大安	
23	火	赤口	天皇誕生日
24	水	先勝	
25	木	友引	
26	金	先負	
27	土	仏滅	
28	日	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払（1月分）（3月1日期限） ●じん肺健康管理実施状況報告書（3月1日期限） ●固定資産税第4期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで